



市議会だより (2017年 春号)

生駒市議会 市民ネット

吉波伸治 よしなみのぶはる 沢田かおる さわだかおる



発行人：吉波 伸治 〒630-0121 生駒市北大和3-2-7 TEL&FAX：0743-84-4355
同：沢田かおる 〒630-0265 生駒市軽井沢町4-5 TEL&FAX：0743-75-4548

住み良いまちづくりへの努力

【1】市立病院

一昨年(平成27年)の6月に開院した市立病院の管理運営に市民の意見を反映させるため「市立病院管理運営協議会」が設置・運営されています。

市立病院管理運営協議会は、市長をはじめ、市立病院長、公募市民、医師会等医療従事者(生駒市医師会副会長・県病院協会理事)、地元自治会代表者等により構成され、市立病院の運営状況の検証と向上をはかっています。



(1) この協議会に提出された、「平成28年度中間報告書」(平成28年度の上半期、つまり4～9月の病院の運営状況の報告)によれば次のようになっています。

- ① 1日の平均外来患者数⇒開院初年度(平成27年度)は79.7人であったのが、平成28年度上半期は112.2人と約**1.4倍**に増加。
- ② 1日の平均入院患者数⇒開院初年度は57.9人であったのが、平成28年度上半期は85.4人と約**1.5倍**に増加。
- ③ 稼動入院ベッド数⇒開院時は99床であったのが、平成28年度上半期末は146床と約**1.5倍**に増加。
- ④ 診療科⇒開院時は12科であったが、平成28年度上半期末には15科と**3科増加**し現在に至る。
- ⑤ 市内救急患者の市内病院受入率⇒開院前年度(平成26年度)の6～3月が61.5%であったのが、開院初年度の6～3月は72.0%となり、平成28年度上半期は74.1%と**2.1%増加**。
- ⑥ 市内救急搬送件数・市立病院搬送率⇒開院初年度(10ヶ月)は、市立病院662件/全件3465件(=19.1%)であったが、平成28年度上半期(6ヶ月)は市立病院444件/全件1975件(=22.5%)で市立病院搬送率は約**3.4%増加**。
- ⑦ 医師の人員⇒常勤換算(下に注)で、平成28年度上半期末(9月末)の実績人数(21.24名)は平成28年度事業計画(計画人数)を**0.94名上回っている**。しかし、**3診療科で常勤医師がいずれも1名不足**している。

注：常勤換算算出式は、「常勤の人数」+「非常勤の勤務時間数÷常勤の勤務すべき時間数」

⑧ 看護師の人員⇒平成28年度上半期末(9月末)の実績人数(常勤換算で84.9名)は、施設基準(下に注)を満たしている。

注：施設基準とは、医療法で定める基準の他に、健康保険法等の規定に基づき厚労大臣が定める保険診療について、「診療の質」を確保するために設けられた医療機関の各種基準のこと。生駒市立病院の看護師の人員体制の施設基準は、患者数：看護師数=10：1

(2) (1)を見ると、医師の人員を除けば順調に進展しており、**病院開院時の常態である低空飛行を脱しつつある**といえます。

医師の確保については苦戦しています。そのことについて、上記の「平成28年度中間報告書」は「大学医局への医師派遣依頼等を継続的に行うなど、早期の病院事業計画の達成を図る必要があ

る」としています。全国的な医師の絶対数不足、地域偏在・診療科偏在を何とか乗り越えながら**医師の人員体制の充実**を実現していかなければなりません。

【2】家庭ごみ有料化

(1) 一昨年(平成27年)4月開始の家庭ごみ有料化の効果は下の表の通りです。表には直接の記載がありませんが表の数字から算出すると、「平成27年度/平成26年度」は**87.4%**であり、「平成28年度/平成26年度」は**88.2%**ですから減量化は、有料化2年目に入って初年度より若干ではありますが後退しました。しかし、**心配されたりバウンド**(有料化すぐは効果があるが、しばらくすると有料化に慣れて有料化前の水準に戻ってしまうこと)は**現在のところは起こっていない**といえます。

家庭ごみの集積所での収集量(単位：t) (生駒市環境保全課公表資料)

項目	平成26年 4月～11月	平成27年 4月～11月	平成28年 4月～11月	平成28年度 /平成26年度	平成28年度 /平成27年度
燃えるごみ	14,194.90	12,402.82	12,515.05	88.2%	100.9%

(2) 効果等を検証するため市は、「**「ごみ減量化に向けて」アンケート**」を昨年9月に実施しました。今回を含め、同じアンケートは**これまで3回実施**されています。その3回の結果は下の表の通りで、これらの結果からは次のように見ることができます。

有料化前の2回のアンケートでは、減量効果肯定派(非常に効果的と思う・やや効果的と思う)はいずれも35%にとどまり、否定派(あまり効果的と思わない・効果的と思わない)の44～48%を下回っていましたが、**有料化後のアンケートでは、減量効果肯定派は53%となり、否定派の30%を上回りました**。また、実際に「燃えるごみの量が減った」は57%にのびりました。

以上から、**有料化の導入によるごみ減量効果は、体感されることで、その認識と理解が進んだ**といえます。

アンケート (発送枚数はいずれも2500通、回収率は実施順に43.6/41.4/47.2%)				
項目 \ 実施日		H23年10月	H25年7月	H28年9月
有料化の 効果	非常に効果的と思う	10.8%	12.5%	24.5%
	やや効果的と思う	24.2%	22.6%	28.5%
	あまり効果的と思わない	19.7%	22.6%	16.4%
	効果的と思わない	27.8%	21.4%	13.9%
	どちらとも言えない	12.2%	16.2%	8.0%
	無回答	5.2%	4.7%	8.6%
有料化が始まってから、燃えるごみの量は減りましたか。		減った		56.8%
		変わらない		41.1%
		増えた		0.3%
		無回答		1.8%

(3) 他の自治体の例を見ると、油断すればバウンドに見舞われます。今後も、ごみ削減意識の高まりを持続・向上させ、**5Rに取り組んでいくことが大切**です。



5Rとは、次の5つのことです。

- ①Reduce (リデュース/発生抑制) 生ごみの堆肥化・水切り等の励行による燃えるごみの減量化など。 ②Refuse (リフューズ/拒否) 不要なものを買わない。 ③Reuse (リユース/再使用) もったいない食器市に参加するなど。 ④Repair (リペア/修理) 修理して使い続ける。 ⑤Recycle (リサイクル/再生利用) 分別によるごみ資源化の励行など

【3】高齢者交通費助成(「生きいきカード」交付)事業

(1) この事業は、70歳以上の高齢者に年間1万円相当の鉄道・バス・タクシー・ケーブル券を一律交付しているもので、高齢者の増加が続く中、現状維持は今後の市財政に大きな負担となることから、それを見直しする方針を市が昨年1月に明らかにして以来、論議を呼んできましたが、市は昨年12月18日のタウンミーティングで次のような見直し案を提示しました。



- ①移動支援・健康づくり・介護支援等のクーポン券を交付。
②交付対象者については、交付年齢を段階的に引き上げていき26(H38)年度には75歳に(A案)、70歳以上に一律7000円分を交付(B案)、所得制限を導入(C案)、の3案から1つを3月議会に提案。

(2) その後の2月1日の議会厚生消防委員会での説明によると市は、A案を3月議会に提出するようです。見直しをどうするかは、3月定例議会の論議を経て結論が出されることとなりますが、**高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり**にとって最善の結論を出していかなければなりません。

【4】市民投票条例施行へ

(1) 参画と協働のまちづくりに関する市長の諮問に応じて調査審議する**市民自治推進委員会**(学識経験者・市民・市議会議員により構成)が1月19日に開催され、市民投票条例施行に伴い市民に提供される「市民投票のしおり」と「市民投票条例 逐条解説」の策定に向けての審議を終えました。また市も、市民投票条例の施行に関し必要な事項を定めた規則を策定し、14(H26)年6月25日に公布されていた市民投票条例がいよいよ**4月1日に施行**されます。

市民投票は、**特別大事なことは市長や議会にまかせるのではなく、直接市民がみんなで投票によって決める**という制度ですが、従来からの「**地方自治法に基づく市民投票**」は議会の同意が得られなければ実施できません。そこで、署名が定められた数以上に集まれば必ず実施される「**市民投票条例に基づく市民投票**」が必要なのです。

(2) 市民投票条例は、どのようにして制定されたのか。

- ①03(H15)年11月に、全有権者(90950人)の6.2分の1の有権者の署名に基づき議会に提出された、学研高山第2工区の開発(自然環境破壊・財政破綻をもたらす大規模ニュータウン建設)の是非を投票によって決めようという「地方自治法に基づく市民投票」案が臨時市議会で賛成4対反対19で否決されました。
②ここに市民は、特別大事なことを決めるため市長を交替させなければならないという困難を強いられることになりました。幸いこのときは、困難を乗り越えて06(H18)年1月に市長を交替させ、大規模ニュータウン建設中止を決めることができましたが、大事なことを市民が直接決めることを確実にできるように

するためには、「条例に基づく市民投票」(これを「**常設型(つまり、いつでも実施できる)市民投票**」といいます)が必要ということが痛感されました。

- ③そこで、08(H20)年9月、市民自治基本条例案の作成を進めていた「市民自治検討委員会」に、常設型市民投票条例の制定を求める要望書が2041人の署名を添えて提出され、その結果、**市民自治基本条例<09(H21)年6月制定>**に「市長は、市政にかかわる重要事項について、**直接市民の意思を確認するため、市民投票の制度を設けることができる**」との条文が盛り込まれ、この条文に基づいて市民投票条例が制定されました。

(3) 市民投票実現に向けて

「地方自治法に基づく市民投票」には「議会の同意」というハードルがありますが、「市民投票条例に基づく市民投票」には生駒市の場合、「**有権者等の投票資格者の6分の1以上の署名が必要**」というハードルがあります。このハードルを乗り越えて市民投票を実現するには、「**大事な事はみんなで決めよう**」という気持ちを**市民の皆様**に持っていただくことが**大切**です。

【5】山麓公園活性化事業

- (1) 本事業は、**目標人数182人も障がい者の雇用の場及び雇用のための訓練の場**として活用するために、既存施設改良や新しい活用方法を指定管理者と共に模索し、山麓公園を障がい者の就労支援・自立の場とすると共に活性化させていくという、**障がい者の生きる権利を保障**する、これ以上の事業はないといえる画期的な**指定管理事業**であり、これが成功すれば、全国の自治体での障がい者福祉施策の発展・推進に大きな影響を与えることが期待できる本市の最も重要な事業の1つです。

指定管理事業とは、地方公共団体が、公の施設の管理・運営を、期間を定めて指定する企業・財団法人・NPO等の団体に行わせる事業のことで、指定管理者とはその団体のことです。



(2) しかし、全国的にも例を見ない、モデルとなる事業がない先進的な大規模事業であるがため、「**試行錯誤**」を余儀なくされる**困難を伴う事業**です。そのためこの事業において、次のような「**錯誤**」が引き起こされました。

平成26年7月から平成28年6月までの間、レストランにおいて加工した食品の一部が公園区域外に出荷され、特にピザやガパオ等の一部食品については、ほとんどが公園区域外に出荷されるという、**都市公園法の趣旨を逸脱していると考えられる行為**。

(3) 「**錯誤**」を恐れていては先進的な事業を実行することは出来ない、また、今回の行為は障がい者の雇用確保に逸はるが故のものだった、とはいえども、法の趣旨を逸脱する行為が引き起こされたことは誠に残念なことです。**指定管理業務を進める上で最も大切なのは信頼**です。これが失われれば指定管理を取り消さなければなりません。幸い今回は、市の指導に指定管理者はきちんと従い、それにより逸脱行為は解消され事態は正常に復しました。

正常復帰できない程に重大な被害・損害を社会に与える程の不法行為ではありませんでしたので、市は指定管理業務を継続させていますが、今後は、信頼を損ねることなく、**重要で先進的な事業を困難を乗り越えて推進**していただけることをみんなで見守っていききたいと思います。



現在
第2工区=奈良高山里山



10年後
第2工区=開発地（産業施設等の用地造成地）??



【1】UR保有地の市への移管

生駒市北部に広がる里山である「学研高山地区第2工区」（略称「第2工区」）内のUR（都市再生機構）保有地は、18(H30)年末までに市に有償移管を終えることとなっています。（下の左図⇒第2工区の概略図）

【2】第2工区をどうするのか

<1> 【1】に伴い第2工区の約6割（170ha）を保有することとなった生駒市は、第2工区の活用方法の検討を始めています。市内での検討会議で「第2工区の将来のあり方」を策定し、それを踏まえて、昨年8月に設置の学識経験者等からなる「第2工区まちづくり検討有識者懇談会」（以下、有識者懇談会）は今夏まで数回開催され、第2工区のまちづくりの方向性・方策等についての市への意見・助言をとりまとめることとなっています。

<2>有識者懇談会

(1) 次の3つの方向性で土地利用を検討しています。

- ①研究開発型産業施設等の導入
- ②居住機能の導入
- ③自然環境の保全と農の導入

(2) 参考事例として次の2つを参照しています。

①岸和田丘陵地区土地利用計画 <下の中央の図ご参照>

- ・約159ha。市有地と民有地（地権者約400人）の割合は、ほぼ半々。
- ・土地区画整理事業エリア（30%）／土地改良事業エリア（21%）／道の駅エリア（3%）／自然保全エリア（46%）

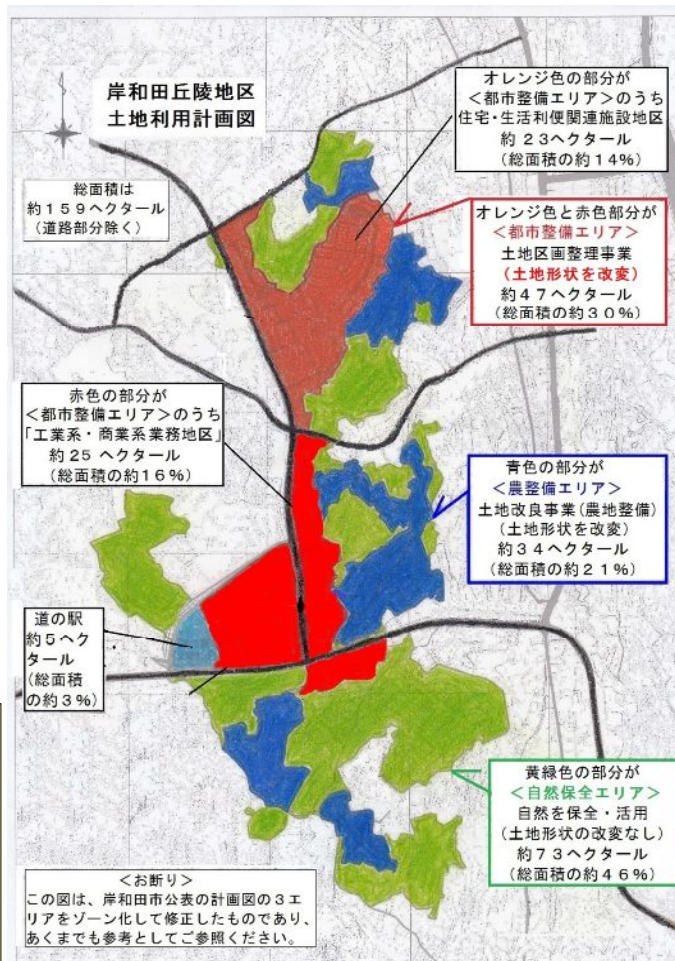


第2工区のデータ

- ・288ヘクタール（生駒市の面積の約5%）
- ・約4割が民有地（地権者約860人／2402筆）
- ・約6割のUR（都市再生機構）保有地（2620筆）は、18(H30)年末までに市への有償移管完了予定
- ・市に移管されるUR保有地と民有地はモザイク状に散在している。

土地区画整理事業：土地の区画を整えて、道路・河川等の公共施設を整備・改善し、産業施設用地・宅地等の造成を行う事業

土地改良事業：田や畑の形や大きさを直したり、凹凸でこぼこを直したり、田や畑の中の道路や水路を広くしたり真っ直ぐにしたりして、農業をしやすくする事業



②学研木津北土地利用計画 <下の右の図ご参照>

- ・約152ha。面積の約60%（約90ha）をURが散在で所有していたが、うち約4.4haをクリーンセンター（ごみ焼却炉）建設地域（市有地を加えて約5ha）として木津川市が有償譲渡を受け、そこを除いた地域については木津川市は無償譲渡を受けた。民有地は約34%（地権者約700人）。
- ・クリーンセンター建設区域を除く全域を、“生物多様性の保全による生態系サービスの供給源として活用する”ことを目標とする、自然保全（里山の維持再生）ゾーンとする。

<3> <2>の(2)で示されているように土地利用計画には次の2つの型があります。

①「岸和田丘陵地区土地利用計画」のような開発主導型

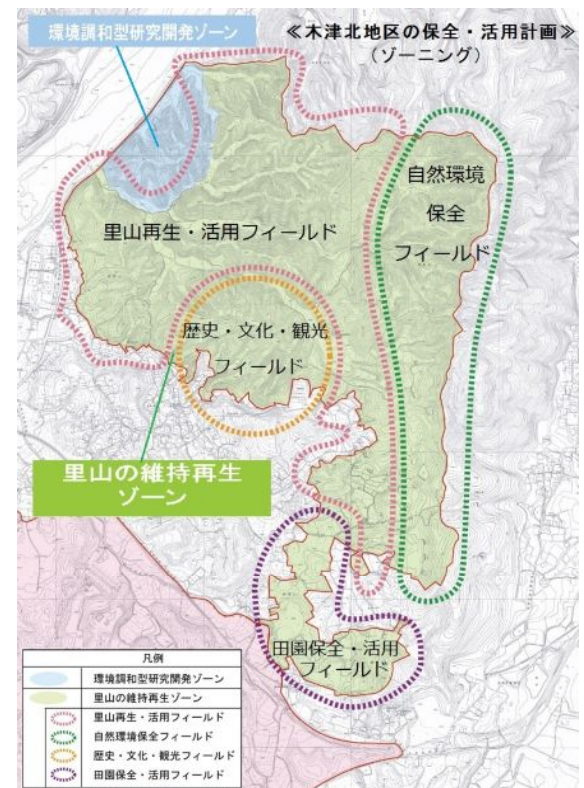
半分以上を開発（山を削り谷を埋めて土地形状を改変し、移動させる土の量である土工量は大きい）地域とし、残りを自然保全（開発しない）地域とするが、自然保全地域は分散し、「自然保全＝生物多様性の保全・活用」効果は低く、緑の喪失量は大きい。

②「木津北地区の保全・活用計画」のような自然保全型

開発地域は少なく、自然保全（土地形状を改変しない）地域が大きく、「自然保全＝生物多様性の保全・活用」効果が高い。緑の喪失量はないか、少ない。

<4>いずれの型の土地利用計画でいくか、が問われています。

今年の夏ごろに有識者懇談会が市への意見・助言をとりまとめたのちに、第2工区をどうするのか、について市民の意見を聴くと市は言っています。「第2工区のあり方（第2工区をどうするのか）」を皆で考えていきましょう！





生駒市議会の防災服。
28年12月災害対策行動訓練・29年1月消防出初め式に着用しました。

☆一般質問

平成28年第2回(3月)定例会 「運動会における組み立て体操について」

事故がないように注意喚起を促すとともに、大切な子ども達の命を守るため3月に質問しました。4月末に生駒市教育委員会から学校長宛に「組体操の安全な実施について」の文書が出されました。9月に小学校の運動会(3校は10月)10月に中学校の体育祭が行われました。平成28年度の組体操実施は小学校中学校共に昨年の約半分に減少しました。ピラミッドの実施も小学校では半分になり、段数も3段以下になり、中学校では実施されませんでした。また、タワーを実施した学校はわずかになり、段数も減っていました。ピラミッド・タワーにおいて事故はなかったと聞き無事で良かったと感じましたが、これからも子ども達の安全に配慮した楽しい運動会や体育祭の実施状況を注視していきたいと思えます。

平成28年第4回(6月)定例会 「地域をまるごとケアする地域包括ケアシステムの推進状況について」

問 地域をまるごとケアする地域包括ケアシステムの推進状況は、本市における地域包括ケアシステムの構築の進捗状況と目指す方向性は、

答 医療介護連携の促進、認知症対策の推進、高齢者の生活支援体制の充実などの様々な取組を行っており、おおむね順調に進んでいる。地域包括ケアシステムの構築は、全ての市民に関係し、まちづくりと一体不可分のものであり、市民と行政が連携して取り組んでいく。

問 在宅医療と認知症を含む介護には、家族を支えることも必要であるが、本市の課題は、

答 在宅医療と介護の切れ目のない連携体制の構築を進め、家族などの介護者への支援を充実させるとともに、認知症サポーターの養成にも引き続き取り組む。在宅介護に不安や負担感を抱かれる家族に対し、きめ細やかなサービスの充実や情報提供を含め、更なる普及啓発をしていく。

問 市民・行政・医療介護機関の三者の協働により豊かな地域社会を構築できると思うが、今後の予定は、

答 医療介護関係者による他職種連携の研修や市民向けのフォーラムを実施し、地域包括ケアへの理解を進めていきたい。

地域包括ケアシステムという言葉は分かりにくいですね。ですから「地域をまるごとケア」という言葉に言い換えました。答弁の注目のキーワードは、「地域包括ケアシステムの構築は、全ての市民に関係し、まちづくりと一体化不可分のもの」つまり、地域包括ケアシステムの構築＝赤ちゃんからお年寄りまで安心して暮らせるまちづくりであると思えます。2025年問題といわれる超高齢化社会に向けて、市民・行政・医療介護機関の共同することにより明るい未来の生駒を築く可能性が広がっていきます。子育てしやすい環境、健康寿命を延ばすこと、最後まで住み慣れた我が家で心豊かに過ごす環境、そしてそれを支える医療・介護の連携が市民の幸せ繋がると考えて日々活動しております。

平成28年第6回(12月)定例 「人に優しい生駒の施策について」

平成28年11月19日に生駒市議会と若者との市民懇談会が開催されました。参加者は、成人式運営実行委員会と運営委員会OBOGで構成されるアイデアのメンバーが来てくださり、「若者にとって魅力あるまちづくり」のテーマで意見交換会を行いました。

19歳から20代の若い方の意見では、自分たちの経験からの要望、自分たちの祖父母世代の困っていること、将来両親におこる老後の問題それにとまなう解決策の提案などを話していただき、生駒の未来は明るいと実感した貴重な懇談会でした。

その中で特に気になったことは、自習室がいっぱい勉強する場所がないということでした。以前市民の方から連絡があり、図書館の自習室に入れない子ども達が2階の椅子を机代わりにし床に座り込んで勉強していて可哀想だとの連絡を受け現状を聞きに行ったことを思い出しました。若者との市民懇談会で戴いた意見も一部含め、住む人にやさしい生駒の施策として、子ども、高齢者、女性を支える仕組みについてお聞きします。(一般質問通告書より抜粋2月1日広報いこまちに挟んであるいこま市議会のうごきもご覧ください)

- ①図書館常設自習可能スペースが25席から36席に増えました。今後、他の施設でも検討していきたいとの答弁を引き出しました。
- ②免許返納をお考えの方に免許返納特典の周知(奈良県タクシー協会加盟タクシー運賃の1割引、高齢者交通安全支援事業所の割引など)3月の道路交通法改正において考えられる問題点への質問をし、ドライバーの方が認知症であると診断された際の支援を要望しました。
- ③お母さんに優しい仕組み(マタニティコンシェルジュ)や、虐待などを未然に防ぐ仕組みや連携について確認しました。